旭川市立中央中学校

☆合い言葉 「仲間とつながり合って いじめを根絶しよう!」



令和3年4月

【目 次】

はじ	めに		
I () 1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項 いじめの防止等の対策に関する基本理念	•••	1
2	いじめの理解	•••	2
I =	学校が実施するいじめの防止等の取組 本校のいじめの実情及び令和元年度の目標		4
2	生徒が主体となった取組の推進		
3	学校いじめ対策組織の設置		5
4	いじめ防止の取組		6
	いじめの兆候の早期発見と積極的な認知 ・いじめ発見・見守りチェックリスト ・主な相談窓口		7 8 9
6	いじめへの対処	•••	10
7	いじめの解消 ◇早期発見・事案対処マニュアル		11
8	いじめの重大事態への対応		12
9	いじめ防止等に関する機関、保護者等との連携	•••	13
10	インターネットを通じて行われるいじめへの対処 、 保護者との連携		
11	学校いじめ防止プログラム		14

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得ることであるという認識をもち、未然防止に向けて、全ての教育活動を通じて豊かな心の育成に努めてまいりました。また、いじめやいじめにつながりかねない生徒の言動を把握した際には、いじめは決して許されない行為であるとの認識の下、いじめられている子どもを守り抜き、いじめをしている子どもにはその行為を許さず、毅然と指導し、よりよい集団づくりに努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒同士、生徒と教職員、さらには、家庭・地域など、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針(以下「国の基本方針」という。)」をはじめ、「道の基本方針」と「旭川市いじめ防止基本方針」を踏まえ、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対処に努めます。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心 して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじ めが行われなくなるようにすることを旨として行わなければなりません。

そのためには、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解し、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策を行わなければなりません。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが最も重要であることを認識しつつ、学校と家庭、地域関係者の連携の下に、いじめの問題を克服することを目指して行わなければなりません。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」(以下「法」といいます。)では、いじめを次のように定義しています。いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのでなく、いじめを受けた生徒や周辺の状況を踏まえ、法の定義の下に判断し、対処します。

- 第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍 する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が 行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われる ものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じ ているものをいう。
- 2 この法律において「学校」とは、学校教育法第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校(幼稚部を除く。) をいう。
- 3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- 4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- O 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 〇 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- O いじめの芽は、どの生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、大人の振る舞いを反映した問題で もあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- 〇 いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、観衆の存在、傍観者の存在、所属集団の閉鎖性等の問題により、潜在化したり深刻化したりする。

- 生徒一人一人を大切にした授業づくりや集団づくりが十分でなければ、学習や 人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達の段階に応じた、人権に関する正しい理解、自他を尊重する態度、 自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め 合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。い じめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどう かを面談等により確認する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が 生じた疑いがあると認めるとき
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余 儀なくされている疑いがあると認めるとき

Ⅱ 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和3年度の目標

☆合い言葉 「仲間とつながり合って いじめを根絶しよう!」

昨年度のいじめの認知件数は〇件でしたが、一昨年は2件あり、態様はいずれも「冷やかしやからかい、悪口や嫌なことを言われる」でした。いじめ防止基本方針に基づいた組織的な対応により、いじめの解消率は100%となっています。道教委いじめアンケート調査結果では「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答した生徒は92%でした。しかし「そう思わない」「よくわからない」と回答した8%の生徒、肯定的な回答をした92%の生徒の中にも「いじめられる側にも問題がある」「自分には関係の無い他人事である」「いじめの定義がよくわからない」という状況があると認識しています。また「嫌な思いをしたとき、誰にも相談しない」と回答した生徒が約10%いました。

以上のような実態に基づき、今年度の重点教育目標「つながり合い 高め合う 生徒の 育成~365 日 感動物語~」を踏まえ、今年度の合い言葉を「仲間とつながり合ってい じめを根絶しよう!」とし、本基本方針に基づき、いじめの防止、早期発見、早期対応、 早期解決を目指します。その際、全ての教職員・生徒・保護者・地域の方々がいじめの定 義を理解した上で、いじめの積極的な認知を進め、一丸となっていじめ根絶の取組ができ る体制づくりに努めます。内容については、未然防止の取組として日常の授業を中心とし た教育活動の充実を図ります。そのためにも、育成を目指す資質・能力を明確にした上 で、生徒指導の機能を生かし、①【自己決定の場】~自分の考えをもたせる場②【自己存 在感を与える場】~自分の考えを書いたり話したりしてみんなに示す場③【共感的人間関 係をはぐくむ場】~「なるほどそういうことか」「話し合って良かった」と実感する場を 設定していきます。学級活動では、生徒が安心できる居場所づくりとともに、気軽に悩み を打ち明けることができ、自分とは異なる他を認め合う絆づくりを進めます。道徳科で は、重点内容項目を「思いやり」と「相互理解・寛容」として指導の充実を図ります。加 えて、生徒同士の主体的な話し合いや、生徒会独自の取組、Actサミットにおける取組 を通して生徒自身がいじめ根絶を目指す環境づくりを進めます。さらに、いじめ事案の対 応については旭川市教育委員会や関係機関と連携し、スピード感をもって適切に対処を 進めます。以上の取組について、いじめ対策組織を中心にP(計画)D(実行)C(評価) A (改善) サイクルにより点検・見直しを図っていきます。

2 生徒が主体となった取組の推進

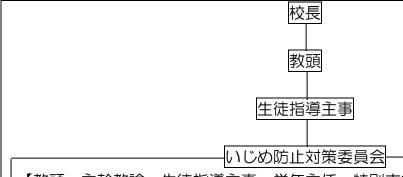
いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組みます。

- 生徒会を中心に、いじめの問題等について話し合い、本校の実態に応じた、学校いじめ防止基本方針(生徒版)を策定します。
- 生活・学習Actサミットで協議された内容等を小・中学校で連携して共有します。
- 全ての生徒が、いじめ防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう工夫します。

3 学校いじめ対策組織の設置

いじめの問題に組織的に対応するため、いじめ対策組織を設置します。

(1) いじめ対策組織の構成



【教頭、主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター】 各分掌部長、学級担任、教科担任、養護教諭、生徒会担当者、 道徳教育推進教師、情報教育担当者、部活動顧問

> ◇年間計画の作成や実施、いじめ防止の取組の実施等◇ 【生徒の代表、保護者の代表、学校評議員】

> > ◇いじめへの対処等◇

【スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター等】

(2) いじめ対策組織の役割

- 〇 未然防止
 - いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくり
- 早期発見・事案対処
 - いじめの相談・通報を受け付ける窓口
 - いじめの早期発見・事案対処のための、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
 - ・いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
 - ・いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定 と保護者との連携といった対応の組織的な実施主体
- 学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組
 - 本基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成、実行、検証、更新

- いじめの防止等に係る校内研修の企画、計画的な実施
- 本基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検の実施と見直し

4 いじめ防止の取組

生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。いじめの防止のため、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点について、職員会議や 校内研修において周知し、教職員全員の共通理解を図ります。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(生徒版)の作成を支援し、学校いじめ対策組織の存在や取組について、生徒が容易に理解できる取組を進めます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 教育活動全体を通じた道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により生徒 の社会性を育む取組を進めます。
- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育の充実により、多様性を理解するととも に、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取 組を進めます。
- 〇 幅広い社会体験、生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を養う取組を進めます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にした分かりやすい授業づくりに努めます。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長 したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

- (4) 自己有用感*1 や自己肯定感*2 を育む指導の充実
- 教育活動全体を通じ生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる 機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努めます。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫に努めます。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていく ものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、お子様に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があること や、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育むことが大切で す。
- ※1 自己有用感 … 他者との関係の中で「自分は役に立っている」など、自らの存在を価値あるものと受けとめられる感情。 ※2 自己肯定感 …「自分によいところがある」「自分は〇〇できる」など、自らを積極的に評価できる感情。
- (5) いじめ防止の取組に関する評価と改善
- 〇 学校いじめ対策組織を中心に、PDCAサイクルにより、計画的に点検・見直しを 図る。
- 年間としての取組を学校評価の評価項目に位置づけ、評価結果を踏まえて取組の改善を図る。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、たとえ、ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを軽視することなく、積極的に認知します。

いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察やふれあい活動、定期的なアンケート調査、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に努めるとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりに努めます。
- 生徒及び保護者に保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や 関係機関等の電話相談窓口について周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備 します。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 氏名

中央中学校いじめ対策組織

朝の会・帰りの会	□遅刻・欠席・早退が増えた。 □顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 □表情がさえない、おどおどしている、うつむいていること
	│ が多い。 │□イライラして、物にあたる。 │□一人遅れて教室に入る。
授業の開始時	口泣いていたり、泣いた形跡があったりする。 口机の上や中が汚されている。
	□机や椅子が乱雑にされている。 □周囲が何となくざわついている。 □座席が替わっている。
授業中	□特定の生徒の名前が何度も話題になる。 □グループ分けや班活動で孤立しがちである。 □配付物がきちんと配られない。
	□発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 □冷たい視線が注がれる。
	□教科書やノートに落書きされる。 □保健室に頻繁に行こうとする。 □職員室や保健室に頻繁に行く。
休み時間	□先生の近くに居ることが多い。 □特定の生徒を避ける動きが見られる。
	□一人でぽつんとしている。 □特定の生徒を囲むように生徒が集まる。 □遊びでいつも苦しい立場に立たされる。
	□格闘遊びなどでいつも相手をさせられる。 □毎蔑の言葉が特定の生徒に対して向けられる。 □集団でトイレに行って、なかなか出て来ない。
昼食(給食)時	□配膳すると嫌がられる。 □食べ物にいたずらされる。
	口望まないおかずを多く盛られる。口食べ物を他人に取られる。ログループから外れて一人で食べる。
清掃時	□嫌な作業をいつもやらされる。□最後まで一人で作業をやらされる。
放課後(部活動)	□急いで一人で帰る。 □先生に何か言いたそうにしている。 □他の生徒の分まで荷物を持たされる。
	□部活動の後片付けを一人でやっている。 □部活動を休みがちになる。
その他	□成績が急に下がる。 □服が汚れていたり、不自然な乱れがあったりする。 □理由がはっきりしていないあざや傷がある。
	□日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 □持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。
	□教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口などを落書きされる。 □悪口を言われても、愛想笑いをする。 □人権を無視したようなあだ名を付けられる。

- ◆ 生徒のささいな変化に気付き、気付いた情報は抱え込まず、いじめ対策組織において確実に共有し、速やかに対応を!
- ◆ 日常の生徒とのふれあいを大切に!
- ◆ 気付いたことを、5W1H(いつ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)で付箋用紙等にメモして共有を図るなど、学校全体で早期発見を!

主な相談窓口

◆旭川市子ども総合相談センター

<電話番号>

代表 0166-26-5500

子どもホットライン 0120-528506 (こんにちはコール)

<受付時間>

月•木 8:45~20:00 火•水•金 8:45~17:15

◆子ども相談支援センター(北海道教育委員会)

<電話番号>

0120-3882-56

<受付時間>

毎日24時間

◆子どもの人権110番(旭川地方法務局)

<電話番号>

0120-007-110 (ぜろぜろなな の ひゃくとおばん)

〈受付時間〉

月~金 8:30~17:15

◆少年相談110番(北海道警察本部)

<電話番号>

0120-677-110

<受付時間>

月~金 8:45~17:30

◆旭川法務少年支援センター(旭川少年鑑別所)

<電話番号>

0166-31-5511

<受付時間>

月~金 9:00~16:00

◆法テラス旭川

<電話番号>

050-3383-5566

<受付時間>

月~金 9:00~17:00

◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

学級担任等を通じて事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立中央中学校

TEL26-8500

6 いじめへの対処

いじめを発見又は通報を受けた場合、特定の教員で抱え込まず、直ちにいじめ対策組織において情報を共有し、組織的に対応します。

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせます。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保します。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求めます。
 - (2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援
- いじめを受けた生徒から、事実関係の確認を迅速に行い、当該保護者に伝えます。
- いじめを受けた生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保します。
- 必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールサポーター(警察経験者)など外部 専門家の協力を得て対応します。
- (3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言
- いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、いじめを止めさせ、その再発を防止します。
- いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達に向けた指導を行います。
- 事実関係の確認後、当該保護者に連絡し、以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行います。
- (4) いじめが起きた集団への働きかけ
- いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気をもつよう伝えます。
- 学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深めます。

7 いじめの解消

単に謝罪をもって安易にいじめが解消されたと判断するのではなく、少なくとも、いじめに係る行為が止んでいる状態が相当期間継続していることや、その時点でいじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及びその保護者に対し、面談等により確認します。いじめの解消に向け、次の取組を進めます。

- いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、そ の安全・安心を確保する。
- いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、当該生徒について、日常的に注意深く観察します。

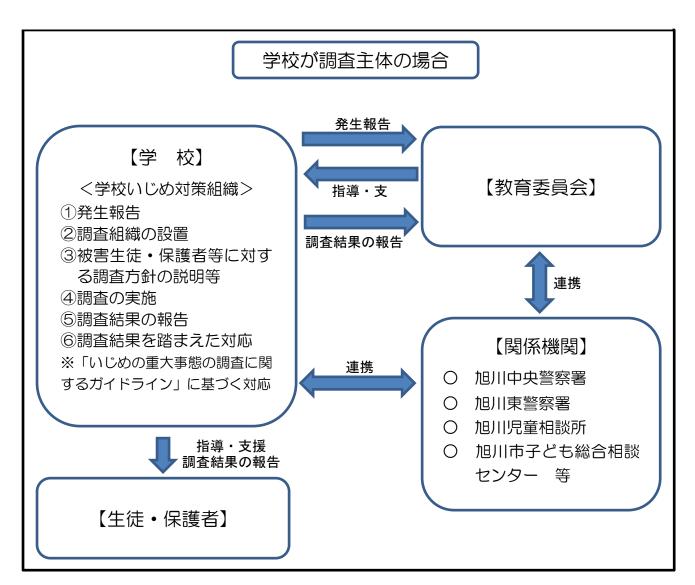
早期発見・事案対処マニュアル

	【いじめの把握・報告】						
	ハじめの把握> ヘ ハドぬを受けた生徒の促業者	〇 周囲の生徒や係	⋾⋇⋞				
	○ いじめを受けた生徒や保護者 ○ 学級担任		*暖台 B担任以外の教職員				
	○ 生徒アンケート調査や教育相	談 〇 スクールカウン					
	○ 学校以外の関係機関や地域住. ハじめの報告>	民 ○ その他					
		徒指導主事→主幹教諭、教頭→校	長				
	,	·····································					
	0	1じめ防止対策委員会の開催					
		Ţ.					
	【事実確認及7	が指導方針等の決定(いじめ対	対策組織) 】				
	事実関係の把握	口いじめ認知の判断	□指導方針や指導方法の決定				
	対応チームの編成及び役割分担	□全教職員による共通理解	□SCや関係機関との連携検討				
		ψ	【教育委員会への報告】				
	r	いじめ対策組織による対処】					
0	いじめを受けた生徒及び保護者へ		徒及び保護者への指導・助言				
	周囲の生徒への指導	〇 スクールカウンセ					
9	関係機関への相談(教育委員会、心 いじめを受けた生徒	3川市子ども総合相談センター、旭川児童村 いじめを行った生徒	治談所、警祭寺) 国囲の生徒				
	口組織体制を整え、いじめを	口いじめは、他者の人権を侵す	口いじめを傍観したり、はや				
	止めさせ、安全確保及び再	行為であり、絶対に許されな	し立てたりする行為は許さ				
!	学 発を防止し、徹底して守り 通す。	い行為であることを自覚させる 等、謝罪の気持ちを醸成させ	ないことや、発見したら周 囲の大人に知らせることの				
;	マーロッ。 ロいじめの解消の要件に基づ	る。	大切さに気付かせる。				
	き、対策組織で継続して注	口不満やストレスを克服する力	口自分の問題として捉え、い				
	視するとともに、自尊感情 を高める等、心のケアと支	を身に付けさせる等、いじめ に向かうことのないよう支援	じめをなくすため、よりよ い学級や集団をつくることの				
	援に努める。	する。	大切さを自覚させる。				
	口家庭訪問等により、その日	□迅速に事実関係を説明し、	□当該生徒及び保護者の意向				
1	のうちに迅速に事実関係を 家 説明する。	家庭における指導を要請する □保護者と連携して以後の対応	を確認し、教育的配慮の下 、個人情報に留意し、必要				
	口今後の指導の方針及び具体	を適切に行えるよう協力を求	に応じて今後の対応等につい				
J	庭 的な手立て、対処の取組に	めるとともに継続的な助言を	て協力を求める。				
L	_ ついて説明する。) いじめ防止対策委員会における	行う。 るいじめの解消の判断					
$\overline{}$	原田の詳細な分析	【再発防止に向けた取組】 ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実	○ 家庭 地域との連携強化				
	原因の詳細な分析 □事実の整理、指導方針の再確認	○ 教育内容及び指導方法の成者・元美 □生徒の居場所づくり、絆づくり	○ 家庭、地域との連携強化 □教育方針等の情報提供や教育活				
	コスクールカウンセラーなど外部の	など、学年・学級経営の充実	動の積極的な公開				
\sim	専門家等の活用 学校体制の改善・充実	□道徳の時間の充実等、生徒の豊かな心を育てる指導の工夫	口学校評価におけるいじめの問題 の取組状況や達成状況の評価				
	子女体前の改善・元美 D生徒指導体制の点検・改善	口分かる授業の展開や認め励まし	□生徒のPTA活動や地域行事へ				
	コ教育相談体制の強化	伸ばす指導、自己有用感を高め	の積極的な参加による豊かな心				
[コ生徒理解研修や事例研究等、実践的 な校内研修の実施	る指導など、授業改善の取組	の醸成				

8 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に沿って速やかに対処します。

- 重大事態が発生した場合、速やかに旭川市教育委員会に報告する。
- 旭川市教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、既存のいじめ対策組織に当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施する。
- 重大事態に至る要因となったいじめについて、事実関係を可能な限り明確にします。
- 調査の進捗状況等及び調査結果は、いじめを受けた生徒及びその保護者に対し、適時、適切な方法で情報を提供する。



9 いじめの防止等に関する機関、保護者等との連携

関係機関や保護者、地域等と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止 プログラム)の作成・実施・検証・更新に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民 などの参画を得て進めるよう努めます。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、学校いじめ対策組織に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター(警察経験者)等の外部専門家を加えて、組織的かつ実効的に対応します。

10 インターネットを通じて行われるいじめへの対処、保護者との連携

インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、情報モラル教育の充実と啓発に努めます。

- 〇 日常的、計画的に情報モラル教育を進めるとともに、保護者に対して啓発を行います。
- 学校ネットパトロールを計画的に実施し、早期発見に努めます。
- 不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下に速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求めます。

<保護者の役割>

- 保護者は、その保護する生徒の発達の段階を踏まえ、生徒の能力や日常生活に 見合ったインターネットの使い方を考えることが大切です。その際、生徒が納得 できるルールを決めることや、ルールを守れなかったときの対応について話し合 うことが重要です。
- 保護者は、その保護する生徒にSNSの利用を認める場合は、自他の個人情報を公開しないことや、自分が言われて嫌なことや悪口を書き込まないこと、SNSで知り合った人と会わないことなどを指導することが必要です。

	4.0		٥П	7.0	0.0	٥٦
	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・生徒、保護者への説明内容の検討 ○生徒に関わる小学校との情報交流(授業参観等) ○ふれ合い活動の推進 〔朝・休み時間・放課後〕 ○学校ネットパトロール (毎月実施) ○「生徒指導の機能」を生かした教育活動の実践	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備。運営・いじめ撲滅集会の計画及び運営・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討・アセスの実施方法の確認 ○校内研修(1)・生徒理解研修①・自己肯定感や自己有用感を高める教育活動の在り方 ○道教委いじめ問題への取組状況の調査①	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(2)の内容検討及び準備, 運営・アンケートの集計, 分析 ○校内研修(2) ・教育相談の在り方 ※資料提供:主幹教諭・「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した授業改善の推進	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価・2学期の重点の検討 ・2学期の重点の検討 〇生徒に関わる学校間の情報 交流(授業参観等)	〇学校いじめ防止対策組織会議・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営・アセスの結果の分析 ○校内研修(3)・生徒アンケートや各種調査結果の活用・「主体的・対話的で深い学び」の視点を重視した授業改善の推進 ○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての遺流・前期の取組についての点検・評価・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
生徒	〇学校いじめ防止基本方針の説明 〇学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等 〇いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○道教委いじめアンケート① ○いじめ防止の理解を深める学習①(学級活動・遺徳の時間) ○ボランティア活動の実施 (1年ブロンズ像清掃) ○アセスの実施	〇いじめ・非行防止強調月間① 〇中連生活部6月研修会	〇ボランティア活動の実施 (1年神楽岡公園清掃) 〇スマホ安全教室の実施	O生活・学習Actサミットへの参加	組状状の調査(2)
家庭・地域	○保護者面談 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発 ○学校いじめ防止基本方針の 学校HPでの公開 ○チェックリストの活用(通年)			・ミニバレー 〇1学期の取組の状況等 についての交流 ・学校だより ・参観日 ランチ会 等 〇PTA中央ブロック講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を育む講演会	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ け ○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等 の説明	

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・後期の重点的な取組 ・アンケート調査の取りまとめ及び 結果の分析 ○校下小学校との連携 ・授業参観等 ○道教委いじめ問題への取組 状況の調査③	〇学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営・学校評価における点検項目についての検討 〇生徒に関わる学校間の情報 ○校内研修(4) ・生徒理解研修②	〇学校いじめ防止対策組織会議・2学期の取組の点検・評価・3学期の重点の検討 ○学校評価・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○学校いじめ防止対策組織会 議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る全校集会 の内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会 議・校内研修(5)の内容の検討及び 準備、運営・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(5) ・生徒理解研修③	〇学校いじめ防止対策組織会 議・学校評価等を踏まえた、学校いじ め防止基本方針等の見直し・新年度における学校いじめ防止 プログラムの作成 ○校下小学校との連携 ・進学に伴う情報交換等
生徒	○道教委いじめアンケート② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○生命を考える教室の実施	〇いじめ・非行防止強調月間② 〇「しいじめ」をテーマとした道徳 の時間の授業	〇中連生活部12月研修会に おける取組の報告	〇全校集会の実施 ・いじめ防止に係る取組等		
家庭・地域			〇2学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等	〇学校評議員会 - 1年間の取組状況の説明 - 次年度の学校いじめ防止基本方針に関わる協議	○学校関係者評価の実施	〇3学期の取組の状況等 についての公表 ・学校だより ・参観日 等